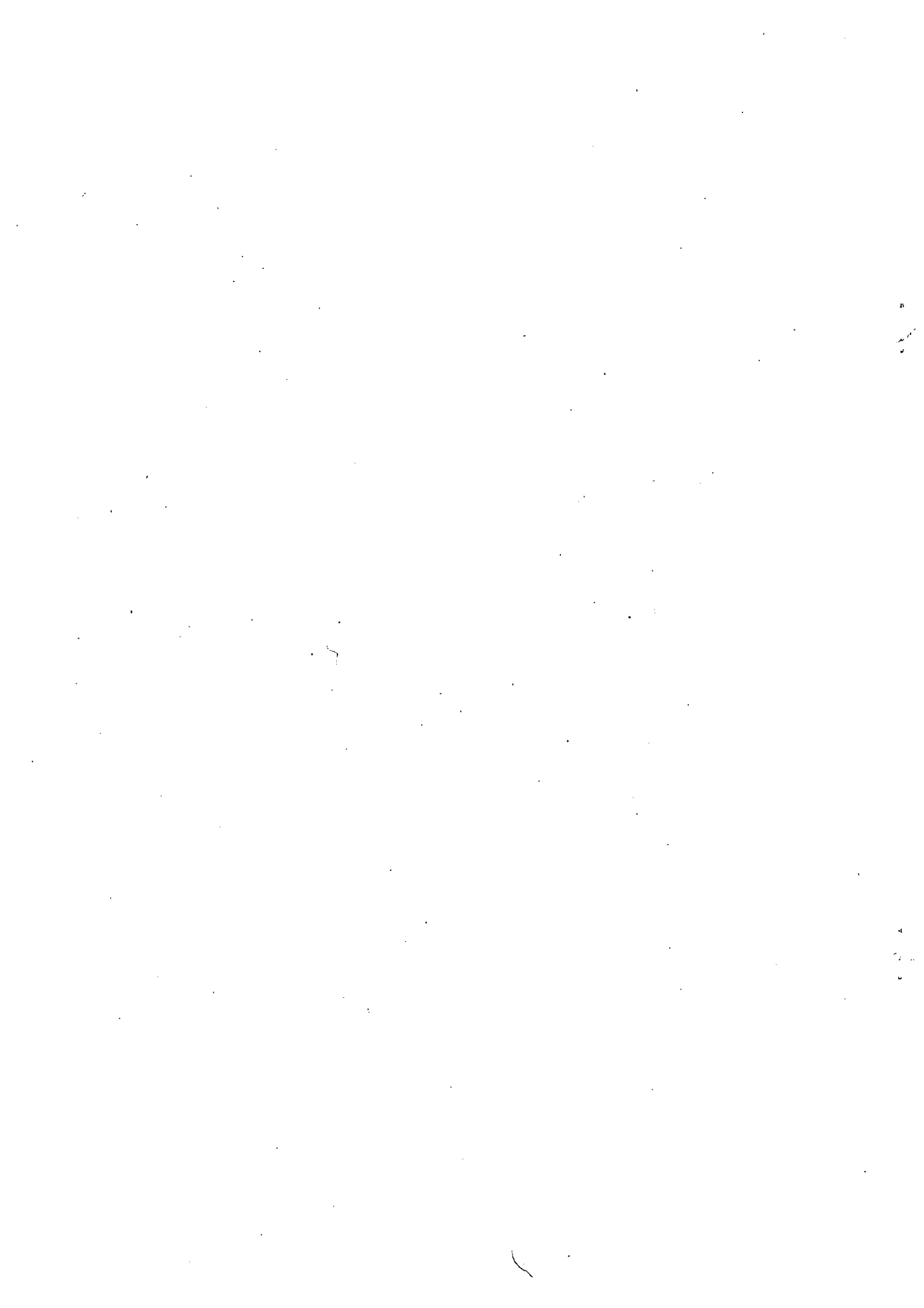


# 千葉県歯・口腔保健審議会

## 会議資料

平成28年3月16日(水)

千葉県



## 目 次

### 【議 事】

- 議題1 千葉県歯・口腔保健計画の一部改定(案)について ……1

### 【報 告】

- 平成28年度千葉県歯科保健関係予算案 ……18

### 【参考資料】

- |  |   |    |
|--|---|----|
| ① 千葉県歯・口腔保健審議会運営要綱                               | } | 別冊 |
| ② 千葉県行政組織条例(抜粋)                                  |   |    |
| ③ 千葉県歯・口腔保健審議会について                               |   |    |
| ④ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例                              |   |    |
| ⑤ 歯科口腔保健の推進に関する法律                                |   |    |
| ⑥ 千葉県保健医療計画(抜粋)                                  |   |    |
| ⑦ 千葉県歯・口腔保健計画                                    |   | 別綴 |
| ⑧ 平成27年11月18日(水)開催千葉県歯・口腔保健審議会<br>・会議資料(抜粋) ・議事録 |   | 別綴 |





議題 1

健支第1175号

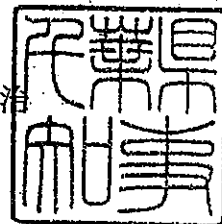
千葉県歯・口腔保健審議会 様

千葉県歯・口腔保健計画の一部改定(案)について(諮問)

このことについて、別添のとおり計画を一部改定したいので、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条第3項の規定により諮問します。

平成28年3月15日

千葉県知事 鈴木 栄 浩





補章  
「千葉県歯・口腔保健計画」  
一部改定  
(案)

平成28年3月

## 第1節 一部改定の趣旨

千葉県では、平成22年4月に施行した「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画として「千葉県歯・口腔保健計画」（以下「計画」という。）を平成23年3月に策定しました。

今回の計画の一部改定は、平成27年3月に条例が一部改正され、災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関することが追加されたことや、平成25年3月策定の「健康ちば21（第2次）」において、歯・口腔の健康に関する新たな指標も示されたこと、また、「千葉県保健医療計画」の終期が平成27年度から平成29年度に延長されるなど、計画策定後の状況の変化を踏まえ行うものです。

したがって、本章は現行計画を追補するものであり、本章の記載項目以外の内容は平成23年3月に策定した計画の内容を基本とします。

## 第2節 一部改定の内容

### （1）計画の期間【第1章第3節】

計画の終期を平成29年度まで延長します。（改定後の計画本文は下記のとおり）

#### 第3節 計画の期間

千葉県保健医療計画と整合性をとりながら、平成23年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とします。ただし、計画策定後の歯科保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じ再検討を加え、見直すこととします。



(2) 目標【第2章第1節から第3節】

- ①各指標の目標年度を平成29年度まで延長します。  
 ②平成27年度までに目標を達成している、又は達成見込みの指標について、以下のとおり平成29年度までの目標値を新たに設定します。

第1節 乳幼児のむし歯予防等の目標

指標	現状 (直近値)	目標 (平成29年度)	出典	備考
3歳児におけるむし歯のない者の割合の増加	81.7% (H26)	85%以上	3歳児歯科健康診査	策定時 ・目標値:80%以上 ・現状値:76.1%(H21)

第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標

指標	現状 (直近値)	目標 (平成29年度)	出典	備考
12歳児における1人平均むし歯数の減少	0.913本 (H26)	0.6本以下	児童生徒定期健康診断結果	策定時 ・目標値:1本以下 ・現状値:1.4本(H21)
児童生徒において過去1年間に個別的歯と口腔の清掃指導を受けたことのある者の割合の増加	32.9% (H26)	50%以上	千葉県生活習慣に関するアンケート調査	策定時 ・目標値:30%以上 ・現状値:13.4%(H21)

第3節 成人及び高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標

指標	現状 (直近値)	目標 (平成29年度)	出典	備考
80歳で20本以上を有する者の割合の増加	28.5% (H25)	35%以上	千葉県生活習慣に関するアンケート調査	策定時 ・目標値:25%以上 ・現状値:20.3%(H21)
1人平均現在歯数の増加(80歳代)	11.9本 (H25)	14本以上	千葉県生活習慣に関するアンケート調査	策定時 ・目標値:11本以上 ・現状値:9.6本(H21)

③「健康ちば21（第2次）」を踏まえ、以下の指標を追加・一部変更します。

### 第1節 乳幼児のむし歯予防等の目標

指標	現状 (直近値)	目標 (平成34年度)	出典	備考
3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村の増加 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>	24市町村 (H26)	32市町村	3歳児歯科健康診査	策定時 ・現状値：13市町村 (H23)

### 第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標

指標	現状 (直近値)	目標 (平成34年度)	出典	備考
12歳児(中1)の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>	27市町村 (H26)	※ 54市町村	児童生徒 定期健康診断結果	策定時 ・目標値：27市町村 ・現状値：9市町村 (H23)

※「健康ちば21（第2次）」における目標値は27市町村（平成34年度）であるが、現状（直近値）に基づき新たに設定した。

### 第3節 成人及び高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標

指標	現状 (直近値)	目標 (平成34年度)	出典	備考
60歳代における咀嚼良好者の増加 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>	70.1% (H25)	80.0%以上	生活習慣アンケート	策定時 ・現状値：70.1% (H25)
40歳代で喪失歯のない者の割合の増加 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>	54.6% (H25)	75.0%以上	生活習慣アンケート	策定時 ・現状値：50.4% (H23)
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>	50.8% (H26)	45.0%以下	成人歯科健康診査 (歯周病疾患検診)	策定時 ・現状値：50.2% (H23)
喫煙する者の割合の減少 (男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標変更</span>	23.7% (H25)	20%以下	生活習慣アンケート	策定時 ・目標年度：H27 ・目標値：26%以下 ・現状値：29.4%(H21)
喫煙する者の割合の減少 (女性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標変更</span>	7.8% (H25)	5%以下	生活習慣アンケート	策定時 ・目標年度：H27 ・目標値：6%以下 ・現状値：11.1%(H21)

### (3) 施策の方向【第4章】

「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を一部改正したことに伴い、以下のように施策を追加します。

#### 第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保

##### 【現状と課題】

○東日本大震災の際、義歯紛失、避難所における義歯洗浄剤の不足や口腔の不調などの問題が発生しました。しかし、地震発生後、本格的な歯科保健医療活動が開始されるまで時間を要したことや、歯科診療所の全壊・一部破損など、歯科保健医療環境が不十分な事態が発生しました。

○長い避難生活では、むし歯や歯周病管理だけではなく、誤嚥性肺炎の防止のための口腔ケア実施を推進することの重要性が改めて指摘されています。今後急速に高齢化が進み、口腔ケアの必要性は一層高まります。

○口腔の不衛生が重篤な肺炎につながることは、一般的にはまだ浸透していません。

○東日本大震災の教訓から、平時から災害時の関係者の役割分担等を明らかにし、連携方策を示しておく重要性が一層指摘されています。

○首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されており、千葉県においても近い将来に、大規模な災害の発生が予想されます。

##### 【施策の方向】

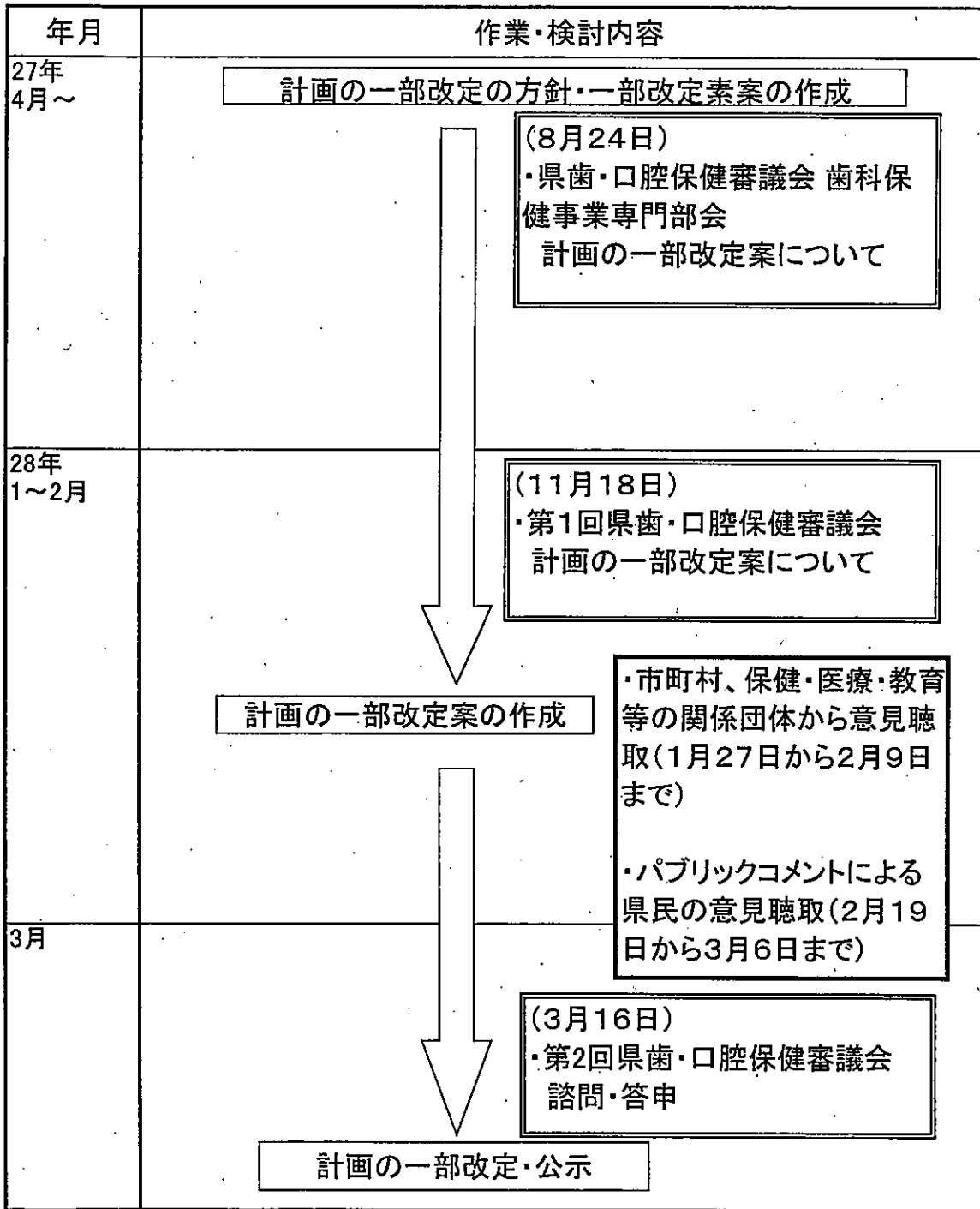
○東日本大震災の教訓を踏まえ、千葉県地域防災計画や千葉県災害医療救護計画等各種計画・マニュアルの点検・見直しを行います。

○研修会や訓練等を通じて市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等関係機関の連携強化を図り、災害時において迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制の整備を推進します。

○災害時においても口腔ケア等の歯科口腔衛生を保持することの重要性を、平時から県の広報やインターネット等を通じて県民へ普及啓発します。



## 千葉県歯・口腔保健計画の一部改定スケジュール



平成27年度第1回審議会(11月18日開催)で示した計画の一部改定(案)からの修正箇所について

No	平成27年11月18日現在(案)		最終案		備考																		
	節	頁	記載内容	記載内容																			
1	2	3	②及び③第1～3節における表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>目標</th> <th>出典</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">「現状」には計画策定時の数値を掲載</td> </tr> </table>	指標	現状	目標	出典		「現状」には計画策定時の数値を掲載			②及び③第1～3節における表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>指標</th> <th>現状(直近値)</th> <th>目標</th> <th>出典</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">現状(直近値)には直近値を記載。 備考には、策定時の目標値及び現状値を記載した。</td> </tr> </table>	指標	現状(直近値)	目標	出典	備考		現状(直近値)には直近値を記載。 備考には、策定時の目標値及び現状値を記載した。				現状値を計画策定時の値から直近値に変更。 備考欄を追加し、計画策定時の目標値及び現状値を記載。
指標	現状	目標	出典																				
	「現状」には計画策定時の数値を掲載																						
指標	現状(直近値)	目標	出典	備考																			
	現状(直近値)には直近値を記載。 備考には、策定時の目標値及び現状値を記載した。																						
2	2	3	②第1～3節における表「出典」について 「出典」の年度を表示	②第1～3節における表「出典」について 「出典」の年度を削除した。	関係機関からの意見聴取結果を踏まえ、現状(直近値)の年度を明記し、出典の年度は削除した。																		
3	2	3	第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>指標</th> <th>現状</th> <th>目標</th> <th>出典</th> </tr> <tr> <td>12歳児における1人平均むし歯数の減少</td> <td>1.4本</td> <td>0.6本以下</td> <td>平成21年度児童生徒定期健康診断結果</td> </tr> </table>	指標	現状	目標	出典	12歳児における1人平均むし歯数の減少	1.4本	0.6本以下	平成21年度児童生徒定期健康診断結果	第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>指標</th> <th>現状(直近値)</th> <th>目標</th> <th>出典</th> </tr> <tr> <td>12歳児における1人平均むし歯数の減少</td> <td>0.913本(H26)</td> <td>0.6本以下</td> <td>児童生徒定期健康診断結果</td> </tr> </table>	指標	現状(直近値)	目標	出典	12歳児における1人平均むし歯数の減少	0.913本(H26)	0.6本以下	児童生徒定期健康診断結果	関係機関からの指摘により、誤植を修正。		
指標	現状	目標	出典																				
12歳児における1人平均むし歯数の減少	1.4本	0.6本以下	平成21年度児童生徒定期健康診断結果																				
指標	現状(直近値)	目標	出典																				
12歳児における1人平均むし歯数の減少	0.913本(H26)	0.6本以下	児童生徒定期健康診断結果																				

平成27年度第1回審議会（11月18日開催）で示した計画の一部改定（案）からの修正箇所について

No	平成27年11月18日現在（案）		最終案		備考															
	節	頁	記載内容	記載内容																
4	2	3	<p>第3節 成人及び高齢者の歯周病予防、 歯の喪失防止の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>現 状</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>喫煙する者の割合の減少 (男性)</td> <td>29.4%</td> <td>20% (平成34年度)</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	現 状	目 標	喫煙する者の割合の減少 (男性)	29.4%	20% (平成34年度)	<p>第3節 成人及び高齢者の歯周病予防、 歯の喪失防止の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>現 状 (直近値)</th> <th>目 標 (平成34年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>喫煙する者の割合の減少 (男性)</td> <td>23.7% (H25)</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>喫煙する者の割合の減少 (女性)</td> <td>7.8% (H25)</td> <td>5%以下</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	現 状 (直近値)	目 標 (平成34年度)	喫煙する者の割合の減少 (男性)	23.7% (H25)	20%以下	喫煙する者の割合の減少 (女性)	7.8% (H25)	5%以下	女性の喫煙割合を含め、「健康ちば21」に合わせた記載に修正。
指 標	現 状	目 標																		
喫煙する者の割合の減少 (男性)	29.4%	20% (平成34年度)																		
指 標	現 状 (直近値)	目 標 (平成34年度)																		
喫煙する者の割合の減少 (男性)	23.7% (H25)	20%以下																		
喫煙する者の割合の減少 (女性)	7.8% (H25)	5%以下																		
5	2	4	<p>③第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>現 状</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加</td> <td>9市町村</td> <td>27市町村</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	現 状	目 標	12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加	9市町村	27市町村	<p>③第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>現 状 (直近値)</th> <th>目 標 (平成34年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加</td> <td>27市町村 (H26)</td> <td>54市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「健康ちば21（第2次）」における目標値は27市町村（平成34年度）であるが、現状（直近値）に基づき新たに設定した。</p>	指 標	現 状 (直近値)	目 標 (平成34年度)	12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加	27市町村 (H26)	54市町村	本年度公表された最新のデータに基づき現状を記載し、目標値を設定。			
指 標	現 状	目 標																		
12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加	9市町村	27市町村																		
指 標	現 状 (直近値)	目 標 (平成34年度)																		
12歳児（中1）の一人平均むし歯数が1.0歯未満である市町村の増加	27市町村 (H26)	54市町村																		
6	2	5	<p>(3) 施策の方向【第4章】 第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保 【現状と課題】 ○口腔内の不衛生が重篤な肺炎につながることは、一般的にはまだ浸透していません。</p>	<p>(3) 施策の方向【第4章】 第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保 【現状と課題】 ○口腔の不衛生が重篤な肺炎につながることは、一般的にはまだ浸透していません。</p>	関係機関からの意見聴取結果を踏まえ、文言を変更。															

平成27年度第1回審議会(11月18日開催)で示した計画の一部改定(案)からの修正箇所について

No	平成27年11月18日現在(案)		最終案		備考
	節	頁	記載内容	記載内容	
7	2	5	<p>(3) 施策の方向【第4章】</p> <p>第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○東日本大震災の教訓を踏まえ、<u>現在様々ある災害関係計画やマニュアル等を点検・見直しすることで、災害時において迅速に歯科保健医療を提供できる体制を整備します。</u></p>	<p>(3) 施策の方向【第4章】</p> <p>第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○東日本大震災の教訓を踏まえ、<u>千葉県地域防災計画や千葉県災害医療救護計画等各種計画・マニュアルの点検・見直しを行います。</u></p>	災害関係計画について具体的な計画名を記載。
8	2	5	<p>(3) 施策の方向【第4章】</p> <p>第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○<u>研修会や訓練等を通じて市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等関係機関の連携強化を図り、災害時において迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制の整備を推進します。</u></p>	<p>(3) 施策の方向【第4章】</p> <p>第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保</p> <p>【施策の方向】</p> <p>○<u>研修会や訓練等を通じて市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等関係機関の連携強化を図り、災害時において迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制の整備を推進します。</u></p>	どのようにして関係機関との連携強化を図るのかを記載するとともに、連携する関係機関について具体的に例示した。



## 「千葉県歯・口腔保健計画の一部改定（案）」に係る意見募集の結果 について

### 1 市町村・関係団体からの意見聴取

#### (1) 意見募集期間

平成28年1月27日（水）から2月9日（火）まで

(2) 意見提出団体数 3団体

(3) 延べ意見数 3件

#### (4) 主な意見

別紙のとおり

### 2 パブリックコメントによる意見聴取

#### (1) 閲覧方法

ア 千葉県ホームページ

イ 県の窓口での閲覧

健康づくり支援課、県政情報コーナー、千葉県文書館、  
各地域振興事務所、各健康福祉センター（保健所）

ウ 意見募集期間

平成28年2月19日（金）から3月6日（日）まで

(2) 意見提出者数 3名（団体）

(3) 延べ意見数 4件

#### (4) 提出方法

電子メール 3名（団体）

#### (5) 主な意見

別紙のとおり

# 千葉県歯・口腔保健計画の一部改定(案)へ提出された御意見と県の考え方(市町村・関係団体)

※市町村、関係団体からの意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきます。

番号	提出団体	項目名	意見の概要	県の考え方
1	我孫子市	第2節 一部改定の内容 (3) 施策の方向【第4章】 第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービス迅速な提供のための体制の確保【施策の方向】 ○災害時においても口腔ケア等の歯科口腔衛生を保持することの重要性を、平時から県民への広報やインターネット等を通じて県民へ普及啓発します。	東日本大震災の際には、まず口腔ケア用品の不足があり、支援物資が届いても個人の口腔内にあっていない歯ブラシが届いたなどと意見があったと文献で見ました。普段使用している口腔ケア用品についても備蓄を持つておくべきだと思います。また、関係機関でも、ある程度の備蓄を持つているのとはいいないのでは、初動体制で差が出ると思っています。 よって、この施策で、県民及び関係機関での口腔ケア用品の確保についても、少しでもいいので触れていただきたいと考えます。	施策の方向では「災害時においても口腔ケア等の歯科口腔衛生を保持することの重要性を、平時から県民への広報やインターネット等を通じて県民へ普及啓発します。」としており、県民自らの口腔ケアの確保についても普及啓発の対象に含まれるものと考えております。また、施策の方向では「災害時において迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制の整備を推進します。」としており、関係機関での口腔ケア用品の確保についても体制整備の対象に含まれるものと考えております。
2	県医師会	(その他意見) 現行計画 第4章第5節 2 介護を必要とする者の歯・口腔の健康づくり対策	地域生活期の高齢者の中で、口腔内に問題を抱える者はとても多く、そのほとんどがその問題を訴えることなく、小さな「不便」と処理し、長い期間放置したままにしているが、やがて嚥下障害や摂食障害等の日常生活に直接影響を及ぼす障害へと移行し、やがて要介護高齢者となる現実がある。 地域の中で、高齢者が気軽に口腔内の相談ができ、必要な歯科診療を受けられることができ、作りのための拠点の整備も必要である。	県では、電話相談窓口「在宅歯科医療連携室」を設置し、高齢者等からの在宅歯科医療に関する相談や訪問歯科診療等を行う歯科診療所の紹介等に対応しているところである。 いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。
3	県歯科衛生士会	(その他意見) 現行計画 第4章第4節 成人、高齢者の歯・口腔の健康づくり対策、追加指標	成人及び高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標について、60歳代における咀嚼良好者の増加と40歳代での喪失歯のないものの割合増加は、関連が高いが60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合45%では、60歳代で咀嚼良好者の中にも歯周炎を有する者が多くいることになる生涯健康につながるために、咀嚼良好者を増加させることは有効である。 実現していくためには、20歳代から歯・口腔の健康意識を高めるためには、事業主・健康保険組合との連携が重要。 しかし、今まで連携がとれてきたとは言えないことから情報収集、情報提供等からその基礎づくりができるように施策を推進してほしい。	県では、健康ならば地域・職域連携推進協議会及び保健所管内ごとに設置した地域・職域連携推進協議会を通じて、事業者、保険者、医師会、歯科医師会等との連携を図り、歯・口腔の健康づくりを含めた生活習慣病予防対策に取り組んでいるところである。 いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。

# 千葉県歯・口腔保健計画の一部改定(案)へ提出された御意見と県の考え方パブリックコメント(1)

※県民の皆様からの意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきます。

番号	項目名	意見の概要	県の考え方
1	<p>第2節 一部改定の内容                      (2) 目標(第2章第1節から第3節)                      ③「健康ちば21(第2次)」を踏まえ、以下の指標を追加・一部変更します。                      喫煙する者の割合の減少                      (男性) 目標変更 23.7%(H25)⇒                      20%以下(平成34年度)                      (女性) 目標変更 7.8%(H25)⇒                      5%以下(平成34年度)</p>	<p>特に男性喫煙率について、策定時に・目標年度:H27・目標値:26%以下が、23.7%(H25)で既に26%以下になっているのだから、20%以下(平成34年度)は高すぎるし、この数値の根拠があるようには思えません。                      目標値算出について、何らかの試算根拠が提示されるべきで、平成34年度の男性の目標値は16%、女性の目標値は4%とするのが合理的なように思いますので、ご検討をお願いします。</p>	<p>喫煙率についての目標値は、県の健康増進計画である「健康ちば21(第2次)」を踏まえて設定しており、今回の一部改定では現状(直近値)が目標を達成した指標についてのみ新たな目標値を設定しているところです。</p>
2	<p>第2節 一部改定の内容                      (3) 施策の方向【第4章】                      第8節 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保                      【施策の方向】                      ○研究会や訓練等を通じて市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等関係機関の連携強化を図り、災害時において迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制の整備を推進します。</p>	<p>「併せて、避難所等での口腔ケア・誤嚥防止については、千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会などの支援団体との連携を推進し、災害関連死亡の拡大防止に努める。」を加筆・補強されることを切に希望します。                      通常、DMAT等は発災後72時間内における直接死の減少に努めますが、それ以降は避難所等での生活不活発発病の予防のため、避難所等における活動向上の必要があり、ここではさまざまな機関の連携が必要になります。</p>	<p>御意見における「避難所等での口腔ケア・誤嚥防止」は、災害時における歯科保健医療サービスに含まれると考えられます。                      また、「歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会」は関係機関の例示であって、他の関係団体も含まれるものと考えております。</p>
3	<p>(その他意見) 現行計画</p>	<p>効果的なむし歯予防対策及び正しい口腔ケアによる菌周病等の予防対策は大きい推進していただきたく存じますが、フッ化物応用等は、決して行わず推進もしいないことを明記していただきたく存じます。フッ化物応用等の危険性を周知し、フッ化物応用等を廃絶すべく行政が積極的に舵を取っていただきたいと思います。本県には、フッ化物応用等の危険性の周知・広報を推進すること及びフッ化物応用等の被害調査を積極的に実施または支援していくことを規定していただきたく存じます。そのうえで、本県には、フッ化物応用等を控えることと明記していただきたく存じます。                      医学の学説というものは、様々な仮説がありほとんどもが実証されておりません。本件もその例外ではありません。医療の利用者・患者側の意見を反映させずに計画を立ててしまうことはあってはなりません。せめて、フッ化物応用等に反対している団体や有識者などからヒアリングを実施すべきです。</p>	<p>フッ化物応用等は、むし歯予防に有効な手段とされていきますが、正しい情報に基づき、個人の自由な選択のもとで実施される必要があります。                      このため、現行計画では、「第4章 施策の方向 第3節 フッ化物応用等」のむし歯の予防対策において、「フッ化物応用など個人で利用可能な方法」について、県民に対して正しい情報を提供し、個人の自由な選択のもとで、県民の利用について支援を行っていきます。」としており、いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>

# 千葉県歯・口腔保健計画の一部改定(案)へ提出された御意見と県の考え方パブリックコメント(2)

※県民の皆様からの意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきます。

番号	項目名	県の考え方
(その他意見)	<p><b>意見の概要</b></p> <p>歯と口腔の健康づくり推進にとって、喫煙と受動喫煙の対策も極めて重要で、その観点を今少し盛り込むことを提案します。</p> <p>1. 喫煙者と歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・歯矯正等の減少が期待され、永らくよく噛み味わえるようになります。このことの広報に力を入れ、啓発を進めていただくことを期待します。</p> <p>2. 歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、啓発と対策が重要です。</p> <p>3. 「健診・保健指導の新プログラム」やがん検診、職域等の健診などでも、喫煙者に啓発だけでなく、禁煙を積極的に勧める取り組みが必要でです。</p> <p>4. 喫煙者の低減のためには「受動喫煙防止の推進」、及び条例化が戦略・戦術として極めて重要且つ効果的です。</p> <p>(1)「受動喫煙の危害防止」について、先ず公共性の高い施設と子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルール(条例制定を含め)を確立して順次広げていくことを期待しています。</p> <p>(2)乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。保育園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくありません。家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め(私学も)、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。</p> <p>(3)子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設(園、学校、子ども関連施設等、私学も)外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。</p> <p>(4)とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。全面禁煙となっていない公共の場、飲食店やサードスペース施設では、市民(及び利用者)は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせなくてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを定める。or勧奨する。</p> <p>・また、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけor勧奨も必要で有効かと思えます。</p> <p>(1)「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」</p> <p>(2)「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」</p> <p>(3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないてください。」</p>	<p>本県では、健康増進計画である「健康ちば21(第2次)」に基づき、たばこの健康影響に関する普及啓発や禁煙希望者への支援、公共的施設における受動喫煙防止の推進等に取り組んでいくところですが、いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>



## 平成28年度歯科保健関係予算(案)

## (1) 一般県民向けの普及啓発事業

(単位:千円)

事業名称	事業内容	H27 当初予算	H28 当初予算案
「いい歯の日」 普及啓発事業	「いい歯の日(11/8)」に関連した歯科保健 に関連するイベント等を実施することで、 8020運動の効果的な普及啓発を図る。	2,500	2,139

## (2) 在宅歯科保健医療を推進するための事業

(単位:千円)

事業名称	事業内容	H27 当初予算	H28 当初予算案
在宅歯科医療連 携室整備事業	・県歯科医師会内の「在宅歯科医療連携室」 に相談員(歯科保健の専門家)を配置し 相談業務を行うとともに、医科や介護 分野等との連携を行う。 ・在宅歯科医療を行う歯科医師育成のため の研修会の開催	5,000	4,861
		財源:千葉県地域医療介護 総合確保基金	
在宅歯科診療設 備整備事業	在宅歯科診療を行う歯科診療所に対し、在 宅歯科に係る設備の整備(購入)費につい て補助を行う。 ①「歯の健康力推進歯科医師等養成講習」 等の修了者に対し、在宅歯科診療機器等 の整備に係る経費を助成する。 対象設備:ポータブルユニット等 補助率:2/3 ②在宅歯科診療を行う際の歯科以外の偶発 的事案に対処するため、医療安全対策に 関する設備整備に係る経費を助成する。 対象設備:AED等 補助率:1/2	10,000	30,000
		①5,000	①20,000
		②5,000	②10,000
		財源:千葉県地域医療介護 総合確保基金	
歯科衛生士復職 支援研修事業	未就業の歯科衛生士に対し、在宅歯科を 含めた最新知識や技術の研修を行い、復職 を支援する。	2,000	2,000
		財源:千葉県地域医療介護 総合確保基金	

(3) 「歯科保健サービス提供困難者(障害者・難病等の有病者)向けの事業」 (単位:千円)

事業名称	事業内容	H27 当初予算	H28 当初予算案
障害児(者)のための摂食嚥下指導事業	障害児が口腔機能の発達を促しながら安全に食べることができるよう、継続的で効果的な摂食嚥下指導を実施する。	3,000	3,000
フッ化物洗口普及事業	施設(障害児施設や特別支援学校等)における、フッ化物洗口に対する推進体制を構築し、児童生徒の口腔衛生の向上を図る。	1,500	1,500
がん患者口腔ケア医療連携事業	がん患者の口腔衛生状態の向上による合併症の予防・軽減を図るため、医科歯科での連携を図る。	1,000	1,000
口腔機能管理(摂食嚥下機能等)支援事業【新規】	口腔機能支援を推進をするため、口腔機能管理に関する関係職種(歯科医師、医師、歯科衛生士、看護職、ケアマネージャー等)の意思疎通を図り、連携の方向性や人材育成などのカリキュラムを作成する。	—	500

財源：千葉県地域医療介護総合確保基金

(参考：障害福祉課予算)

事業名称	事業内容	H27 当初予算	H28 当初予算案
心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業 ※障害福祉課	施設入所児(者)に対し、巡回歯科診療車により歯科保健巡回診療指導班を派遣し、歯科保健指導並びに歯科診療を行う。	31,009	31,009

